

○奥羽大学セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程

(平成17年4月1日
制 定)

(目的)

第1条 この規程は、奥羽大学（以下「本学」という。）のすべての構成員の人格を尊重し、セクシュアル・ハラスメントが人権侵害及び性差別をもたらすことを認識して、セクシュアル・ハラスメントを防止し、公正で安全な環境における教育、研究、勉学、学生生活及び就業を保障するとともに、セクシュアル・ハラスメントが生じた場合の救済等を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、セクシュアル・ハラスメントとは、相手の望まない性的な言動または性差別的な言動であって、次のいずれかに該当する行為をいう。

(対価型セクシュアル・ハラスメント)

(1) 教育、研究、勉学、学生生活及び就業上の関係を利用し、相手の望まない性的な言動または性差別的な言動への対応によって利益を与え、または不利益を被らせる行為

(環境型セクシュアル・ハラスメント)

(2) 相手の望まない性的な言動または性差別的な言動により不快感を抱かせ、教育・研究環境、学生生活環境や就業環境を悪化させる行為

(対象・適用範囲)

第3条 この規程は、本学に所属する教職員（雇用形態を問わない）並びに、本学の学則に定める教育・研究上の身分を有する学生、科目等履修生、聴講生、研究生、委託生、専攻生、公開講座受講生（以下「教職員及び学生等」という。）が行い、または、これらの者に対して行われるセクシュアル・ハラスメントに適用する。そのセクシュアル・ハラスメントが、大学と関連性を有するものである限り、学内・外、正課・課外、就労時間内・時間外のいずれにおいて行われたかを問わない。

2 前項に掲げる者に対して、学外者がセクシュアル・ハラスメントを行ったときは、本規程に準じ、解決のために適切な措置をとるよう努めるものとする。

(禁止及び啓発)

第4条 本学は、すべてのセクシュアル・ハラスメントを禁止するとともに、その防止のために教職員及び学生等に対する啓発活動を行うものとする。

（ガイドライン）

第5条 本学は、本規程の目的を遂行するために、セクシュアル・ハラスメントに関するガイドラインを定め、すべての教職員及び学生等に周知するものとする。

（学長の責務）

第6条 学長は、教職員及び学生等の教育、研究、勉学、学生生活及び業務を阻害するようなセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントが生じた場合には、この規程及び関連する規程等に基づき、迅速かつ適切に措置を講じなければならない。

（構成員の責務）

第7条 本学のすべての教職員及び学生等は、本学が定めるセクシュアル・ハラスメントに関するガイドラインを遵守し、セクシュアル・ハラスメントを行わないように注意しなければならない。

（セクシュアル・ハラスメント防止委員会）

第8条 セクシュアル・ハラスメントの防止、被害の調査、被害者の救済及びその他の事項を審議するために、本学にセクシュアル・ハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）を学長のもとに設置する。

2 委員会に関する規程は別に定める。

（相談窓口）

第9条 本学は、セクシュアル・ハラスメントに関する相談にあたるために相談窓口を置く。

2 相談窓口はセクシュアル・ハラスメント防止委員により担われる。

（プライバシーの保護と守秘義務）

第10条 セクシュアル・ハラスメント防止委員、その他関係する教職員は、セクシュアル・ハラスメントに関し職務上知り得たあらゆる情報の秘密を厳守するとともに、関係者のプライバシーを保護し、人権を尊重しなければならない。

（不利益の禁止）

第11条 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情申立て、当該申立てに係わる調査への協力、その他セクシュアル・ハラスメントに対する教職員及び学生等の対応に起因して、これらの当事者が不利益を受けることがあってはならない。

（虚偽の申立て・証言の禁止）

第12条 セクシュアル・ハラスメントに関するあらゆる過程において、虚偽の申立てや証言を禁止する。本学は、そのような行為が発覚した場合は、虚偽の申立てを行った者若しくは虚偽の証言を行った者を処分審議の対象として取り扱い、名誉を毀損された者に対しては、速

やかに名誉回復の措置を講ずる。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改正は、委員会の議を経て改正する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。